

令和 8 年度 後期学納金
「延納願」 及び 「分納願」 について

- 令和 8 年 10 月 7 日(水)までに、提出ください。
- 右上の日付は、令和 8 年 10 月 7 日以前の日付にしてください。
- 太枠内は、必ずご記入ください。
- 印鑑は、学生本人・保証人（親権者）の 2 箇所です。
- 訂正箇所がある場合は、二重線を引き上から訂正印を押してください。

＜ 延納願 ＞

① 延納理由	・ 延納理由について、詳細を記入ください。
② 納入期限・金額	・ 延納期限は、 令和 8 年 11 月 20 日(金) となります。 ・ 納入期日は、金融機関の窓口が開いている日を設定ください。
③ その他	・ 奨学金貸与、アルバイトについて状況をお知らせください。
④ 注意事項	・ 延納期限について、充分にご注意の上、後日お渡しする振込先案内に記載された口座に <u>一括で納付</u> してください。

＜ 分納願 ＞

① 分納理由	・ 分納理由について、詳細を記入ください。
② 納入期限・金額	・ 分納期限は、 令和 8 年 12 月 18 日(金) となります。 ・ 分納回数は 4 回を限度とします。 ・ 納入期日は、金融機関の窓口が開いている日を設定ください。 ・ 金額については、 <u>初回は「令和 8 年 11 月 20 日までに、10 万円以上」</u> といたします。（不都合がある場合は、総務経理課にご相談ください。）
③ その他	・ 奨学金貸与、アルバイトについて状況をお知らせください。
④ 注意事項	・ ご申請いただいた分納期限・回数・金額について、充分にご注意の上、後日お渡しする振込先案内に記載された口座にお振込みください。

学則第 33 条に則り、納付期限に至っても、納付されない場合は督促をいたします。督促を受けてから 10 日以上経過しても納付されない場合は、登学を停止し、または学籍を除くことがありますので、ご注意ください。

【お問合せ・提出先】

〒910-0124 福井市天池町 43-1-1
仁愛女子短期大学 Tel/0776-56-1133
事務局総務経理課